

令和 7 年第 8 回

座間市農業委員会定例総会

日時 令和 7 年 8 月 2 7 日（水）

午後 4 時 3 0 分

場所 座間市役所 6 F 全員協議会室

第 8 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 8 月 2 7 日、第 8 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1 森 川 保
2 草 薙 初 夫
3 若 菜 成 之
4 曾 根 将 彦
5 池 上 元 徳
7 吉 川 充

8 小 泉 聡
9 鈴 野 伸 吾
1 0 吉 川 浩 正
1 1 市 川 芳 明
1 2 山 村 優 子

会議を欠席した委員

6 吉 川 稔 恒

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 中 村 政 秀 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第14号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第15号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第26号 農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について
- 6 議案第27号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第28号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 4 時25分開会

議 長

それではただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。

これより、令和 7 年第 8 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは本日の議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配布されておりますとおり、定めましたのでご了承願います。

なお 6 番吉川稔恒委員から欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、3 番若菜成之委員、11 番市川芳明委員の両名を指名いたします。

次に日程第 2、諸報告について事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2 諸報告でございます。

資料をご覧ください。

まずは、1 の会務報告です。今回は 7 月 30 日（水）から、8 月 26 日（火）までの概要でございます。

先月 7 月 30 日（水）、この場所におきまして、令和 7 年第 7 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、4 件、4 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、3 件、5 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について 2 件 5 筆の 2 議案につきまして、ご審議・ご承認をいただきましたので、事後、それぞれ所要の手続きをさせていただきました。

続きまして、8 月 9 日（土）に開催された座間市ひまわりまつりの開会式に、会長が来賓として出席されています。

8 月 20 日（水）には、横浜市内で開催された農業会議の常設審議委員会に会長が出席されました。

8 月 21 日（木）には、農地部会を開催し、本日の議案について、事前協議を行っております。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は、合計 5 件でございます。

内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理を

させていただきました。諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対し、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。
次に日程第 3、報告第14号、農地法第 4 条の規定に基づく農地転用届出について及び、日程第 4、報告第15号、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用届出についてを事務局より、報告を求めます。

事務局 　　日程第 3、報告第14号、農地法第 4 条の規定に基づく農地転用届出について。
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第 2 項第 1 号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第 3 項の規定に基づき報告します。

令和 7 年 8 月 27 日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

続きまして、日程第 4、報告第15号、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第 2 項第 1 号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第 3 項の規定に基づき報告します。

令和 7 年 8 月 27 日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

次第最終ページの総括表をご覧ください。農地法第 4 条届出について、地目田が 1 筆畑が 1 筆地積合計283㎡、農地法第 5 条届出について、地目畑が 1 筆、地積合計710㎡、合計としまして、田が 1 筆、地積231㎡地積畑が 2 筆地積762㎡、地積合計993㎡で届出件数が 3 件でございます。以上です。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対し、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第 5、議案第26号農地法第 5 条の規定に基づく農地転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第26号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について。

別紙資料に記載の農地の転用を伴う所有権移転許可申請は、相当とする理由があるので、農地法第5条の規定に基づき、許可相当の意見を付して知事あて進達したいので議決を求めます。

令和7年8月27日座間市農業委員会会長、小泉聡。

本件は、市街化調整区域において、農地転用するために売買等権利の異動をする場合には、農地法第5条の転用許可申請により県知事許可が必要です。農業委員会では、許可相当か不許可相当かの意見を付して県知事に進達するものです。

それでは、資料の3ページ目をご覧ください。

まず、譲受人ですが、東京都稲城市大丸[]、さん。譲渡人は、座間市栗原[]、[]さんからの申請でございます。

許可をうけようとする土地の所在につきましては、番号1 栗原字小池谷[]。地目、畑地積4.66㎡。番号2 栗原字小池谷[]、地目、畑、地積：1.58㎡2筆の合計6.24㎡です。

場所については資料の4ページでございます。

栗原第6市民農園南側で、北向庚申堂交差点から北、相武台前駅方面に進み左手にございます[]さんの自宅に隣接する市街化調整区域内の畑2筆です。

今回の転用の理由としましては、栗原[]に譲受人である[]さんが居住するための住宅建築の許可を取るため、現在の通路を建築基準法の道路に整備する必要があります。先般、道路整備に必要な面積を分筆しております当該2筆の農地転用を行うものです。また、栗原[]に住宅を建築する理由としましては、父の営農支援のため当該地を選定しております。

農地の状況といたしましては、現況の動画等がありますので、タブレット又はテレビモニターにてご確認をお願いいたします。

申請書に添付された道路整備計画では、道路の雨水排水施設を道路両端に設置し、転用に当たっての隣接農地への被害防除のための措置を行う計画となっております。

なお、当該地の農地の種別ですが、農用地以外の農地であって、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている、いわゆる市街化が進行している第3種農地と考えられ、転用可能な農地として県担当者と協議済です。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第26号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について提案理由並びに補足説明がございました。

　　本案は、先の農地部会において、協議検討されております。

　　市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 　　この件につきまして8月21日、農地部会で検討しておりますので報告いたします。

　　詳しい内容は、ただいま事務局が説明した通りの内容でございます。孫の住宅用地建設に伴う道路部分の転用申請ということで、建築法上も問題ないし、或いは周辺農地に対する影響も問題ないし、現地調査につきましては、画像で十分確認できますので、あえて農地部会としてはいきませんでしたけども、個人的には前を通って見てきましたけども、何ら問題ないということで、農地部会としても承認ということでまとまりましたので報告いたします。よろしくお願いします。

議長 　　議案第26号の地区担当委員は草薙初夫委員です。地区担当委員としての発言を求めます。

草 薙 委 員 　　24日に現場に行ってきました。

　　事務局のご説明と部会長のご説明に重複するようで恐縮なんですが、行って参りまして、〇〇さんと面談してきました。現在この〇〇さんの屋敷の中、南側に息子の〇〇の住居が1棟建ってます。さらに本件〇〇の敷地建物を建てるということで、道路幅が足りないということで、今回の申請になったわけで、現場を見まして確認をしまして、問題ないと思います。以上でございます。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

　　（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第26号農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について、本案部会長報告は、承認であります。

　　部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

　　（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決しました。

　　次に日程第6、議案第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。それでは事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 　　日程第6、議案第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年8月27日座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年毎に税務署に提出する引き続き農業経営を行っている旨の証明書でございます。

資料の5ページをご覧ください。

申請人は、座間市新田宿 [] にお住まいの [] さんからの申請でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年8月27日から令和7年8月27日まで。

特例適用農地につきましては番号1、新田宿字中屋敷 []、地目田、地積737㎡でございます。

場所につきましては、6ページの案内図をご覧ください。

特別養護老人ホーム座間苑の北西になります。市街化区域内の田1筆です。現況は、モニター等でご確認ください。

[] さんは、今回で3回目の申請でございます。当該農地における引き続きの証明は、本年、第1回定例総会においても議案審議していただき、承認をいただいておりますが、その時の議案では、[] さんから相続しました持分2分の1分の納税猶予に係るものでした。

今回の議案といたしましては、平成27年12月に父の [] さんが亡くなられ、[] さんが [] さんの持分2分の1も相続し、納税猶予を受けられており、今回、再度、引き続きの証明発行の申請をされたものです。

営農状況としましては、合計7反程の農地で水稻作や露地野菜を作付し、農地を管理しており、農機具は、トラクター、田植え機などを所有し、農業をされている方でございます。

内容につきましては、以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第27号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、先の農地部会において、協議検討されております。

市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長

はい。この件におきまして21日に農地部会で検討いたしました。

ただいま事務局で説明がありました通りの内容ですので、詳しい内容は省略しますけれども、相続の関係で、2回に分けての農業経営の引き続きの証明発行になるので、ちょっと紛らわしかったんですけども。今回は屋敷つづきの水田です。画像で十分水稻作が確認できたので、農地部会としては現地を確認しませんでしたけども、問題ないということで、部会の方では意見をまとめましたので報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長

議案第27号の地区担当委員は若菜成之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

若 菜 委 員

部会長言われた通りなんですが、この図面の①の右側が屋敷です。

■さんの表は、今住んでないですけど本屋敷です。ですから、百姓をやるとしたらすごくいい場所ですね。田んぼまで行くのに、1分もそれこそかかんない。ただ、周りがすごく住宅が建ち始めてて、やりにくい場所なんですけど、一生懸命そんなやりにくい場所なんですけど、一生懸命田んぼを作付けされます。問題ないと思います。以上です。

議 長

農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。
ご質疑・ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は、承認であります。部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長

挙手全員。よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決しました。

次に日程第7、議案第28号引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局

日程第7案第28号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和 7 年 8 月 27 日座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の 7 ページをご覧ください。

申請人は、座間市入谷東 4 丁目 [] にお住まいの [] さんからの申請でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 9 月 30 日から令和 7 年 8 月 27 日まで。

特例適用農地につきましては番号 1、入谷西 5 丁目 []。地目田、地積 991 m²。番号 2、入谷西 5 丁目 []。地目田、地積 257 m²。番号 3、入谷西 5 丁目 []。地目田、地積。m² 3 筆、合計 2,239 m²でございます。

場所につきましては、8 ページと 9 ページの案内図をご覧ください。

県立座間高校と J R 相模線の間に位置する市街化調整区域内の田んぼ 3 筆です。現況はモニター等でご確認をお願いします。

[] さんは、平成 27 年 12 月に父の [] さんから当該農地を相続し、納税猶予を受けられていて、引き続きの証明としては 3 回目の申請でございます。

農業経営としましては、主に相続人である [] さんが耕作し、農地として管理されております。

農機具は、耕耘機、トラクター、田植え機、稲刈り機などを所有しており耕作されております。

内容につきましては以上になります。宜しくお願いいたします。

議長 ただいま、議案第 28 号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、先の農地部会において、協議検討されております。

市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 はい。この件も農地部会で検討いたしました。

概要につきましては事務局の説明の通りですので省きます。動画撮影で非常に現地の状況がよく確認できるので、農地部会としては現地見ないで、十分判断できるということで、問題なしということで意見がまとまりましたので、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 議案第 28 号の地区担当委員は吉川浩正委員です。地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（浩）委員

昨日現地確認しました。3筆、田んぼですので、稲がよく実ってました。問題ないです。■■■さんは普段お兄さんと一緒に■■■仕事をやってまして、■■■の仕事をしてながら、田んぼをやってますのでよく管理してて感心します。コンバインもなんか持ってるみたいで自分で刈って農協で乾燥してるみたいです。

議 長

農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。
ご質疑・ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第28号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は、承認であります。部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長

挙手全員。よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

事務局から何かありますか。

その他

・違反転用箇所に関する報告

議 長

ほかに何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

以上で、令和7年第8回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後4時55分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

3 番 _____

1 1 番 _____